

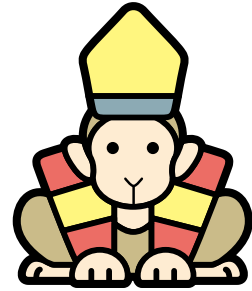
京都さつき法律事務所報 第27号 2016(平成28)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2016 新年号



2016年がみなさまにとって良い年になりますように。
今年もよろしくお祈りします。

2016年正月 京都さつき法律事務所一同

「あさが来た」と「経済的DV」

弁護士 山下信子

1. 朝のテレビ小説「あさが来た」が、「花子とアン」や「あまちゃん」を軽く抜き、高視聴率を続けています。

このドラマは、江戸末期の豪商・京都油小路三井家に生まれ、大阪の老舗両替商に嫁ぎ、銀行や炭鉱を経営し、大同生命を興し、日本女子大学の設立に寄与した広岡浅子をモデルにしています。

ヒロインが時代の制約を超えて成長してゆくこと、やさしい言葉で愛情と感謝を示してくれる夫、ヒロインを恋慕するハンサムな財界人の配置、京友禅の美しい衣装など、ドラマには、女心を満足させる定石が、散り

ばめられています。

その中で、私が「びっくりぽん」だったのは、ヒロインが、単に「よく働く嫁」ではなく、「お家」の帳面全部を見せてほしいと舅と夫に願い出て、得意のそろばんを駆使して、「お家」の経済全体を把握し、倒産を回避すべく、大胆な決断を、舅と夫に迫った点です。舅と夫も、嫁(妻)の願いと意見を、さわやかに受け容れたという点で、「経済的DV」と真逆のすがすがしさを感じるのです。

そこから、私は、現代の「経済的DV」を想起し、対比してしまいました。

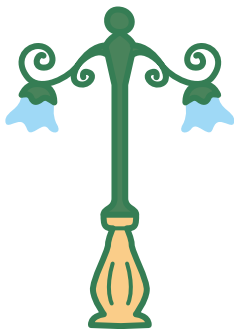


2015年10月 フラフェスティバル in びわ湖。ポルトの勝利のポーズではありません。

2. 「経済的DV」とは、人並みの（または人並み以上の）収入があるのに、夫が妻に対し、収入や預金額を知らせない、生活費を渡さない、渡しはするが額は少なく、その範囲でやりくりできなければ妻を非難する、などの行為を指します。「身体的DV」、「精神的DV」等と並んで、「経済的DV」も、ドメスティック・バイオレンス（「虐待」、「暴力」）と定義されているのです。

「経済的DV」には、2つのパターンがあって、ひとつは、夫が妻を束縛する方法として、妻に渡す金額を限定するパターン。もうひとつは、夫が自分の趣味・呑み代・外ヅラや交際費を優先させるため、家計費を圧迫するパターンです。最近は、後者が増えていると感じます。

夫は、夫が渡す額の中でやりくりできなければ、妻を、「やりくりがヘタだ、努力が足りない、お前はアホだ。家計管理を任せられない。」などと非難し、妻の買い物を細かくチェックしたり、「お前は家にいるのだから服を買う必要はない。ジャージで十分だ。」と言ったり、子どもの習い事を減らすよう求めたりします（つまり「精神的DV」の併存）。



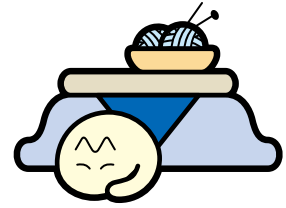
妻が、「なぜ少ししか渡せないのか、実際の収入を教えてほしい。」と言うと、夫は、猛り狂ったり、「俺の収入は、俺が働いて得た俺のものだ。死んでも言わない。」などひどい言葉を投げつけたりして、開示を拒否します。やがて妻は、夫に「お願い」することをあきらめます。

けれど、やりくりにも限度があるので、妻は、パート時間を増やしたり、みかねた実家の援助を受けたりして凌ぎます。

そうすると、夫は、妻の収入や実家の援助を当然のこととして頼り、ますます生活費を渡さなくなり、悪循環に陥ります。実家の援助が得られない場合は、消費者金融から借入れを重ねた妻が、自己破産に至る場合もあります。

こうした「経済的DV」は、当事者双方に「自覚」がないことが多いです。夫は、収入の主力を担っている自分が家計を決定して当然と考え、「良妻賢母教育が内面化」している妻は、自分の努力不足だと思い込むからです。

しかし、本来、家計は、家庭という経済単位の根幹であり、（憲法24条を引用するまでもなく）、夫婦が協力して築いていくこそ、苦勞もあれば喜びもあるというものです。なのに、一方だけが知り、他方に知らされない構造は、心に堪えることです。家計全体が把握できなければ頑張りようがないし、わかっている範囲で努力しても、夫の都合優先で、「よくなっていく」感が得られない暮らし、子どもに我慢させる暮らしが続くと、妻は、失望感が募ります。そうし



て、どこまでも自己中心的で自分の都合や快楽を優先する夫に、妻の心は離れてゆくのですが、夫はそれに気づかないのです。

私は、そうやって離婚に至ったケースや、離婚によってDVから解放され、経済的には苦しいが、いきいきと再出発する女性たちを、たくさん見てきました。

「あさが来た」のヒットの背景には、こういった女性達の、悩みや羨望があるように思えてなりません。

3. もっとも、原作（潮文庫：古川智恵子著「小説土佐堀川 広岡浅子の生涯」）を読むと、浅子の夫は、妻に頼って働かない「ぼんぼん」から、自らも、紡績工場を経営するなど経済人に変貌を遂げていきます。他方、浅子は、自分の侍女を夫の「妾」にし、妻妾同居するという道を選ぶのですから、実際は、複雑で、あの時代に女性が働くことのたいへんさが想像できます。

それだけに、浅子は、女性の自立について、たくさんのことを考えたのでしょう。自分の別荘に、若い女性たちを集めて、合宿を行います。その中に、後に、女性の選挙権獲得運動や地位向上に活躍する、市川房枝（戦後の参議院議員）もいました。浅子は、市川房枝に、「自分のことだけ考えてはあかん。日本

の女性全体の幸せと地位向上を考えなあかん。志を同じゅうするものが集まって運動を起こすことや、家の中だけではのうて、外側から女性の立場を変えていく。」「うちが実業家になったように、女の政治家も出てきて

ほしい。」(原作より)などと語り、強い影響を与えたのです。

また、浅子は、晩年、エッセイストとしても活躍します。婦人雑誌に、人類の幸福のためには、軍国主義を離れることが大切だと書き、軍国主義よりも民

主主義こそが婦人にふさわしいものだと言ったのです。

日本が戦争への道を進んでいこうとする時代に、浅子が、「反戦おばさん」だったことにも、「びっくりぼん」なのです。

【近況のご報告】

福知山市造成地水害訴訟の提訴

弁護士 本條裕子

京都府福知山市が造成した住宅地が平成25(2013)年9月の台風18号で床上浸水等の被害にあったことを巡り、住宅地の購入者の方が市に対し、損害賠償を求める裁判を、平成27年10月30日に提訴しました。この訴訟は、自治体が開発した土地の浸水リスクについて、自治体の説明責任を問う、全国で初めての訴訟です。私も原告側の弁護団に所属しています。

福知山市を流れる由良川は、古くから氾濫を起こしやすく、近隣の住民は度々水害に見舞われてきました。そして、今回問題となっている造成地も、同様に度々水害に見舞われている地域に位置しています。今回の訴訟で、原告弁護団は、この造成地が、過去に水害に見舞われてきた事実や、将来そこに居住した場合の水害に遭う危険性等について、市が造成地の購入希望者に対して説明せずに販売したという点を捉えて、その責任を追及しています。

自宅の建築や購入は、その方

の人生にとって非常に大きな買い物です。そして、自宅は、単なる建物ではなく、家庭生活を営み、家族を育む大切な場所だと思います。そんな場所を決めるに当たって、「安全」に関する重要な情報が知らされていなかったことは、非常に大きな問題であると考えます。原告の方々は、水害に関する情報をどうして最初に教えてくれなかったのか、教えてくれていたら買わなかったのに、といった思いを持っておられます。また、雨が降るたびに、水害が起こるのではないかと不安を感じられ、1階の家具などを2階に運び込んだりされているそうです。このように、今回の問題は過去一



度発生した水害の問題に留まりません。原告の方々は、今なお水害発生の不安に苛まれておられるのです。

訴訟はまだ始まったばかりですが、今後の動向に注目していただきたいと思います。

【コラム】

司法試験～かつて受験生だった私～

弁護士 本條裕子

「先生、弁護士になるための試験って難しいんでしょ？」と

聞かれることがしばしばあります。確かに楽な試験ではありません

せんでしたね。そんな訳で今回は、弁護士になるための試験、いわゆる「司法試験」についてご説明します。

まず、司法試験を受けるのは弁護士になりたい人だけではありません。裁判官になりたい人も、検事になりたい人も、みんな同じ司法試験を受けて、合格すれば進む道を選択できます。ただ、司法制度改革によって、受験資格を得るためには、原則としてロースクール（法科大学院）を卒業していることが必要となりました。

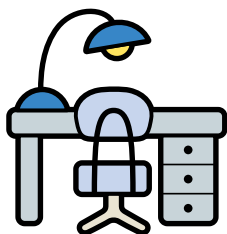
試験日程は、私が受験した年は、5月中旬の5日間で、中1日はお休みでした。1日目は、短答式試験と言いまして、1科目2時間ほどの複雑なマークシート式の試験です。2日目・4日目・5日目は論文式試験と言いまして、出された問題について答えを導き出すまでの過程を文書で書きます。試験は、一つの科目について3～4時間でした。4時間の試験って長いなあと思われるかもしれませんが、試験を受けている者の感覚からすれば、全然時間が足りません。時間切れで最後まで答案を書けなかったという話もよく聞きます。なので、受験時代は、どのボールペンが早く滑らかに書けるか（回答はボールペンで書きます。）、友人と情報交換したりしていました。



合格発表は9月の上旬にあります。発表は、法務省等ごく一部の掲示板に掲示されるのと、法務省のホームページに受験番号が掲載されます。ホームページだとアクセスが集中するので、なかなか合格発表が見られなかった覚えがありますね。近年の合格率は約2割で推移しているようです。

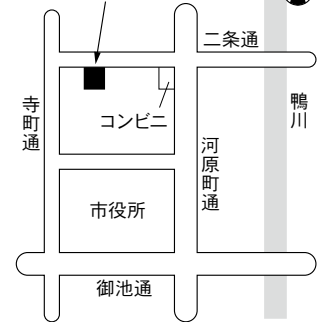
受験勉強は、毎日毎日六法と向き合う日々でした。そうして毎日六法をめぐっていると、六法の小口（めくる部分）にだんだんと、めくる指の跡がやや黒い筋のような形で残るようになるので、それを見ては、「私ちよつと頑張ったかも。」とっていました。また一日ずっと座って勉強しているので、座り過ぎで腰を痛めたこともあります。試験本番のときはやはり緊張しましたが、「ここまでやってきた努力を超える結果なんて出せないのだから、焦らず慌てず、今できることをきちんとやろう。」という気持ちで臨みました。思い返せば、高校受験にしろ、大学受験にしろ、本番はそう言い聞かせて乗り越えてきたように思います。

中学受験、高校受験、大学受験等を控えられた方はこれからいよいよ本番の時期を迎えられると思いますが、心と身体を整えて試験に臨んでください。そして、十分に力を発揮されることを祈念しております。



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂第二ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

暖冬と言えども、やはりこの季節、ウイルス性の胃腸炎が流行しているようです。周囲で罹ったという知人をよく聞きます。かくいう私も漏れなく罹ってしまいましたが、乳酸菌飲料を摂取して腸内環境を整えていたせいか、治りが早かったです。皆さまもご自愛ください。

年末年始は12月26日から1月4日まで事務所を休ませていただきます。新年の業務は2016年（平成28）年1月5日より開始いたします。当事務所一同、皆さまのお役に立てますように、より一層頑張りたいと思っております。2016年もよろしくお願ひ致します。（事務局菅）

